

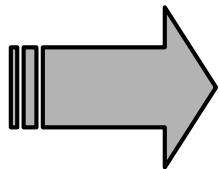
特区で一部認められた規制改革の早急な全国規模での実施

12. 株式会社等による農業経営（農地のリース方式）の解禁

「構造改革特別区域法（特区法）」（平成15年4月1日施行）において、農業生産法人以外の法人の農業への参入を解禁。（ただし、農地は地方公共団体等から株式会社等にリースされる必要があり、その所有は禁止されている。）

農業の生産性の向上のため、全国的にニーズの高い上記措置を、早急に全国規模で実施。

11



< 農林水産省の反対理由 >

特区における措置の評価・検証もなく、全国展開するのは時期尚早。

< 当会議の考え方 >

特区に限って実施された規制改革が、全国規模の規制改革を遅らせないためにも、特区における評価を早急に行い、全国展開すべき。

構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)の別表1より抜粋

番号	1001
特定事業の名称	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1.農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならないが(農地法第3条第1項)、その権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人であるときは、原則としてこの許可をすることができない(同条第2項)。</p> <p>2.国以外の者は、その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地又はその所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地であって、一定面積を超えるものを所有してはならない(農地法第6条第1項)。</p> <p>3.農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない(農地法第20条1項)。</p> <p>4.農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす(農地法第20条第8項)。</p>
特例措置の内容	<p>1.地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特定事業の実施主体(地方公共団体又は農地保有合理化法人)が、農地又は採草放牧地について特定事業の用に供するため所有権又は使用収益権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、上記に掲げる農地が「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような状態にあると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p>

2.1.の認定の日以後は、農業委員会又は都道府県知事は、特定事業の実施主体が特区内にある農地又は採草放牧地につき農業生産法人以外の法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合において、当該法人が次の要件に該当するときは、農地法第3条第1項の規定(第2号の2、第4号及び第7号に係る部分に限る)にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。

(1)その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すること。

なお、「常時従事」とは、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準(農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第1条の7第1号)の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業(農作業以外の企画管理業務等を含む。)に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとする。

(2)その法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして次の事項を内容とする協定を、認定を受けた地方公共団体及び特定事業の実施主体と締結し、これに従い事業を行うこと。

- 法人が行う農業の内容及び実施の方法
- 法人が農業を行う農地等の所在及び面積
- 地域内の他の農業者との役割分担に関する事項
- 協定の実施状況の報告に関する事項
- 協定に違反した場合の措置に関する事項
- その他協定締結当事者が必要と認めた事項

3.特定事業の実施により特定法人(農業生産法人以外の法人であって2の(1)及び(2)に該当する法人)のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地及び特定事業の実施主体が特定事業の用に供すべきものとして使用収益権の設定等を受けている農地で現に特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていない農地については、農地法第6条第1項の規定は適用しない。

4.特定事業の実施主体は、特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地について、特定法人が2の(2)の協定に違反した場合は、農地法第20条第1項の許可を受けないで、賃貸借の解除をすることができる。

5.特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地につけた解除条件(特定法人が2の(2)の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものに限る。)については、農地法第20条第8項の規定は適用しない。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし